主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

弁護人細谷馨の控訴趣意は本件記録に綴つている控訴趣意書記載のとおりである から引用する。

よつて刑事訴訟法第三九六条に従い主文のとおり判決する。 (裁判長判事 富田仲次郎 判事 棚木靱雄 判事 入江菊之助)